

令和5年度 第8回 美郷町農業委員会議事録

令和5年度 第8回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和5年11月29日（水）

9:30～10:30

場所：美郷町役場 本庁2階多目的室

農業委員 6人（欠席委員 1人）

1. 山田 昇	2. 山田 裕志（欠）	3. 烏田 裕一
4. 渡邊 民雄	5. 大草 美智江	6. 新田 晋太郎

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 1人）

7. 浅原 譲	8. 坪内 博	9. 梅原 富雄（欠）
10. 黒川 民次郎	11. 野田 祐司	12. 佐和 克彦
13. 梅田 信雄		

オブザーバー 公益財団法人しまね農業振興公社 農地集積相談員 松崎寿昌

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦・主任 宇山俊輔

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 大草美智江委員・新田晋太郎委員

第2 議事

議案第1号 令和5年度 美郷町農業施策等に関する要望書（案）について

報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）について

報告第2号 農地法第4条（届出）について

第3 その他報告事項

<p>会 長</p>	<p>皆さんおはようございます。先月の終わりごろから今月にかけて、沢谷の方ではクマが出たりして、えらい大騒ぎになったりして、今まで酒谷の奥の方とか花の谷の方ですけど、湯谷の方とか奥の方ではクマが出たりしましたが、この度は◎◎◎◎商店とって、沢谷の方では真っ只中の方で、中心地の方で出たりして、ひと時暗くなれば出歩けないなとバタバタしておりましたけれども、まだ捕まっておきませんので、どんどん出るようになって非常に、まだ被害を加えたという話はありませんでしたけれども、宇津井の方では襲われて、片目を失明したような事故も起きていますので、このクマに対する対策も県や国や町がどんどん保護から駆除への形に変えてもらわないと、安心して生活できない状態になっておきますので、ひとつ一考願いたいと思うところです。それで今日は委員会の総会で議事があまりないので、ちょっとこの前新聞を見て思ったことがあったんですけど、水田活用調整支払交付金が10アール当たり3万5千円支給されるわけですけどね、それに対する畑地対策による交付金が14万か。</p>
<p>12番委員</p>	<p>17万円では？</p>
<p>会 長</p>	<p>17万円は高い分ではないですか？ひとつ要素があった分なので。14万円だったんです。それがこの前財務省の方から自民党の農政部会に対して10万5千円に下げるといふ提案があったそうです。これはあ自民党の方で反対が多くて取り下げになったそうですけど、去年までの対策で考えると畑地対策は14万円で、5年の間の水張問題があるわけですけど、最後の年に畑地化にすれば10万円もらえて、それまでは3万5千円もらえればよかったかなと思っただけけれども、どうも何か国の考え方は違ふのかなという気がしておきまして、去年まで14万円だったところが3万5千円引いて10万5千円だけにしてくと、だんだん1年1年でそういうふうになって来やしないかと心配しておきます。とりあえずは14万円のまんまで来年はいくみたいですけど、このあと財務省の方からどういう風に言ってくるか定かではないところです。昨日の新聞に載っておりましたが、水田活用調整支払交付金、転作奨励金ですよね、これは3万5千円出ているわけですけども、これは野菜を作った方が米を作るよりかは非常に有利であると、収入が多いということで、これをまた見直すなんかということが書いてありましたけれども、どうして国はそっちに向けて話を持っていくのか、元気なところはそれでいいと思っただけ、それよりむしろ</p>

	<p>る米を作って儲からないから。まだ米の方をどうにかしないといけ ないからという考えが先にいかなければいけないのではないかと思 うんだけど。米の収入を増やすことを考えないで、儲かっている方 をちょっと減らされるという考えになっているのでおかしいと思 います。今から役場やら農協やら農業者で色々考えて、決まらな いうちにいろいろ要望を挙げていくという格好でやっていかないと 、決まってからではどうしようもありませんので。今後こうい う取り組みもしていかないと、情報が入り次第また。再生会議の 方へ先に情報が入りと思うので、そういう時はまた農業委員会 の方へ情報の提供をお願いします。 ちょっと気になった点を冒頭に言わせてもらいました。 それでは議事に入らせていただきます。今日の議事録署名委員 さんは5番委員さんと6番委員さんをお願いします。欠席は2 番委員さんと9番委員さんです。議案第1号について事務局 の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>皆さんおはようございます。前回の総会の時までに皆様からの 要望案件を事務局の方で取りまとめていただきました。大きな点 としては4つですね、基本的な「農業振興対策について」「町内 在住者の就労場所に確保について」「農地及び農業用施設の整 備について」「鳥獣害対策について」という大きな枠に分けま して、農業振興対策については物価高騰対策と子牛出荷価格助 成について。2番目としましては町と農業者の担い手の意見交 換会について。3番目としましては野菜や果物の生産者に対し る価格保証対策の検討と、冬季の雇用の場の確保といった内 容がありましたので、そちらを挙げさせていただきました。こう いう感じでまとめさせていただきましたが、例えば文言修正とか こういう内容とか話があればですけども。あとさきほど4番委 員さんから意見がありまして、近年利用権設定が終わった時に 農業委員会の方から利用権設定が終わりますけども、どうさ れますかという通知を近年出しておりませんでしたので、そ ういった意見もありましたので、こちらから出すようにしま したけれども、受け手さんだけしか出していないんですが、 貸し手さんも出した方がいいかということなんですが、その 辺はどうでしょうか。要望書に挙げるかどうか。基本的に事 務的レベルの話なので事務局の対応だけすればいいかと思 いましたのでこれに挙げていないのですが。要望書として 挙げるかどうか。</p>
<p>4番委員</p>	<p>貸し手さんからですね、全然わからないですよね。受けた 人に対してずっとやってもらっているものだと。ずっと受けて もらっているだろう</p>

	<p>とっているんですよ。宙ぶらりんになっているんですよ。受け手の方は更新していないからやめた。作業を何もしていない。草刈りもしていない。荒れ放題になってくる。そういう状況があるんですよ。</p>
事務局	<p>そういう認識のためということでご案内した方がいいと。</p>
4番委員	<p>耕作放棄地の対策のためですよ。耕作放棄地の発生の対策のために受け手についても貸し手に対しても両方が承知していないといけない。</p>
会長	<p>わかるけど、それを町長に要望しなさいということですか？</p>
4番委員	<p>そうですね。</p>
会長	<p>町長に要望する？</p>
4番委員	<p>今現在そうっていないからですね。</p>
事務局	<p>それは事務局が対応すればいいんじゃないですか？</p>
4番委員	<p>じゃあどうされるかというのははっきり言ってもらいます？</p>
事務局	<p>では貸し手さんも出すようにしましょうか。</p>
会長	<p>でも更新は貸し手の判がいるよね。契約するのに。</p>
4番委員	<p>両方います。</p>
会長	<p>両方ね。それは</p>
4番委員	<p>決まり事でやっていないと、文言で書いていないと。前は借り手だけ通知していました。今は何もしていない状況ですよ。</p>
事務局	<p>必要性があるなと思って、受け手さんだけは出しています。</p>
4番委員	<p>受け手も貸し手もどちらも承知していないといけないんですよ。以前</p>

<p>会 長</p>	<p>は更新の時に補助金が出ていましたよね。今更新したら補助金が出ないからほったらかしになっているんですよ。余計そんな耕作放棄地が生まれる状況が多くなってきている。</p>
<p>13番委員</p>	<p>それを町長へ要望するというのはおかしいのでは？</p>
<p>会 長</p>	<p>それは町長に要望するという事ではないな。</p>
<p>13番委員</p>	<p>そうですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>それはないと思うが、今のように前は3年なり6年で更新すれば3万円なり6万円なり出ていたじゃないですか。その時はどちらからも貸しました受けましたと言ってどちらからも判をもらって役場へ持って行っていた。それが今はその補助金がないの？</p>
<p>13番委員</p>	<p>今は全く新規であるか、中間管理機構を通じての場合は初回だけを出しているようにしています。</p>
<p>4番委員</p>	<p>継続がないということになれば、一応どちらにも契約を解除しました、土地は戻しますという通知を出してあげなければ、4番委員さんが言われるように。</p>
<p>会 長</p>	<p>利用権設定で役場が仲介を取っているというのはそのためなんですよ。公的機関が仲介を取って両方に平等に情報を与える。このための役場の利用権設定をすることが任されている。それをやっていないのは事務局対応でいいんですけど。</p>
<p>事務局</p>	<p>それをやってあげないといけないよね。</p>
<p>13番委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>会 長</p>	<p>出しておいてあげないとね。</p>
<p>4番委員</p>	<p>町長に要望することは違う。</p>
<p>4番委員</p>	<p>町長に要望するという事ではない。</p>

会 長	それで今利用権設定のことで出たけど、将来的にはしまね農業振興公社を通すか農地法第3条にするかに代わっていくので、今のような個人人間ではなくなるからな。先で言うと。
4 番 委 員	そうなったときにやっぱり役場が両方に連絡を取らないといけない。
事 務 局	言われるのはもっともですので。わかりました。
4 番 委 員	今の町長に対して要望に対するかどうかはここで判断することですよ。事務局がここに落とす判断ではないですよ。初めから落としてどうですかという提案ではないと思います。この場で町長に対する要望としてはすぐわないというならまだわかるけど、初めから落とすのは事務局としてはどうかというふうに思います。
事 務 局	わかりました。
会 長	今後忙しいかもしれないけど連絡を密にしてください。
事 務 局	わかりました。
会 長	この前は出さなかったけど、これを付け加えてほしいということがあれば言ってください。なかなか具体的な表現は難しいからね。
事 務 局	私も意見をいただいて、私なりに文言を整理して出したので。こういう表現がおかしいというのがあれば。
4 番 委 員	1番の(3)のB級品対策として書いてあるんですが。加工品であるとか、カット野菜であるとかB級品対策というのはいないんですよ。このB級品対策としてというのはちょっといかなもんかなと思って。A級品を加工するとか。カット野菜にしている。 )
会 長	カット野菜はB級品にもできるみたいだよ。
4 番 委 員	出来るんですけど、商品価値が落ちるんですよ。

会 長	商品価値は落ちるけども。加工品にすると同じことだよ。
4 番 委 員	だからB級品と書かなくてもいいんじゃないかと。
1 3 番 委 員	それは書かない方がいい。
会 長	書かない方がいい。そうかな。
1 3 番 委 員	それは最初からいいものではなく、悪いもので加工するというB級品でということは書かない方がいい。その文言は入らないと思う。
会 長	それはどうかな。A級品はほとんど出荷する。
4 番 委 員	残った時はA級品を加工に回すんですよ。
会 長	それはケースバイケースだけども。
4 番 委 員	ケースバイケースではなくて、それが通常なんですよ。
会 長	B級品をどうするかに目を向けてほしいだけど。
4 番 委 員	B級品を含めて検討すればいいんですけど、あえてここに書く必要はないんじゃないかということです。
1 3 番 委 員	それは4番委員の言われること。
1 0 番 委 員	1つ言っていていいですか。こういう要望が出るときに会長さんに目を通してもらって、それからある程度これでいいだろうというような事務局案を言ってこの場にあげればいいんですけど、どういうふうな要望でこうなっているかわからないけど、お話しを聞いていると文書に対してどうだこうだと、最初からそういうふうな話ばかりで、審議が前に進まないような気がするんですが。どうでしょうかね会長さん。
会 長	これ一応下地は見ました。ただ皆さんから出た意見をまとめてあるので。

10番委員	訂正はいいんですけど、会長さんも検討はしたか、文書は審議に入っている、文書だけを審議して、その方がいいんじゃないですかね。中身は会長・副会長さんで検討してもらって。
会 長	皆さんはいいということですか？
4番委員	広く意見を言われた方がいいんですけどね。
8番委員	みんなが見て。それから会長とか。
4番委員	最終的な確認はいいと思うんですけど。今この場で意見を言われた方がいいと思います。
8番委員	それなら前もって文書をつけてくれると。皆さんに。
4番委員	そうですね。
8番委員	そのほうがいいんじゃないですか。
4番委員	前もって出ていれば意見がスムーズに出ると思います。
8番委員	そう思います。
会 長	B級品を出す人おられない？7番委員さんどうですか？ミニトマトでもヘタが取れたらだめとか。3番委員さんなんかも結構あるのではないですか？
4番委員	B級品は加工することは全然問題ないですよ。B級品だけをというイメージにとられますよね。 )
3番委員	そうですね、私も加工場とかいろんなところから話しはもらいますけど、B級品をくださいということはないです。みんないいのを欲しがります。
会 長	野菜のクズなどはどうする？



3番委員	クズなどは肥料にします。
会長	お金にならないかな。全部お金になればいいが。
13番委員	それはお金にすることは必要だと思うんだけど、要望書に書くのにあえてB級品ということがなければいいと思う。それは入れない方がいいと思う。
事務局	廃棄扱いされる対策として？
3番委員	ここの文書を削除すればいいんじゃないですか？「味や品質に」から『B級品』の対策として」まで消して。そうすれば全部が入りますので。
事務局	そうすると、「野菜や果物など」？
3番委員	「野菜や果物など、近年急速しているに進歩している冷凍技術を活用したカット野菜や」とすると全部入るので。
事務局	「味や品質に遜色がなくても食卓に上がることなく廃棄扱いされるいわゆる『B級品』対策として、」ということを全部消す？
3番委員	消してしまえば、出す人はB級品を出してもいいし、A級品がほしい人はA級品をそのまま加工品に出せばいいというふうになるので幅が広がりますよね。
事務局	物が悪い分だけではなくて。
3番委員	それを言ったらB級品だけになってしまうので。
事務局	皆さんどうですか？
13番委員	それは対策なので、そこの文言は入らないと思います。今年みたいにトマトが高ければいいよ。今年はトマトがものすごく高かったもの。安いときもあるし。その対策もするとなれば。それをしなくてもB級品と

	<p>いう文言は要望書に入らないと思う。</p>
会 長	<p>わかりました。</p>
13番委員	<p>少々曲がったネギは産直で対処しますので。</p>
会 長	<p>あとはよろしいですか。それでは意見がないようですので、先ほど修正した箇所以外はそのまま要望書に載せて議会が始まる前に渡せばと思いますので。これは議案ですので承認を得なければなりません。それでは議案第1号を承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(出席農業委員全員挙手)</p>
会 長	<p>賛成多数で可決されました。それでは次は報告第1号についてお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号です。農地法第3条の3 相続等による権利移動について。資料4ページです。築瀬◎◎◎◎、登記簿地目及び現況地目が畑と、同じく築瀬●●●●、登記簿地目及び現況地目が田の2筆で面積が合計803㎡。▽▽▽▽さんと▼▼▼▼さんの土地を御子息の▲▲▲▲さんの方に相続が終わったということで、報告がありました。場所としましては5ページと6ページにありましかれども、築瀬の下の方と沖の方になります。</p>
会 長	<p>これは誰のところかな？11番委員さんわかります？</p>
11番委員	<p>わからないですね。</p>
事務局	<p>結構築瀬で▽▽▽▽さんの名字が多いので。</p>
会 長	<p>続いて。</p>
事務局	<p>報告第2号です。資料は7ページですね。1件目、別府の◎◎◎◎さんのところ、登記簿地目及び現況地目が田が2筆分ですけども、なかなかのうちにいくのが難しいので農道としまして192.5㎡農業用施設として届出がありました。</p>

	<p>2件目、宮内●●●●、登記簿地目及び現況地目が田で1,495㎡なんですけど、こちら宮内2明神集落営農組合共同利用農機具格納庫建設のために、農地法第4条で申請がありました。こちらに営農組合の農機具格納庫を作るということで届出がありました。場所としましては別府の方は8ページ目、宮内としましては11ページ目で、現地確認を2番委員さんと13番委員さん、宮内の方を4番委員さんと7番委員さんにそれぞれお願いしました。以上です。</p>
会 長	<p>13番委員さん、別府はどちらになるんですかね？</p>
13番委員	<p>今の戸風呂谷に入ることではなくて。前は入っていた戸風呂谷があって、○○○さんの家に行くところまでのところから。</p>
会 長	<p>◎◎◎◎さんの田があるんですか。川の向こうでしょ？</p>
13番委員	<p>あの向こう側に◎◎◎◎さんの田がある。集会所がある。</p>
会 長	<p>これ◎◎◎◎さんのままかね。</p>
事 務 局	<p>そうです。</p>
会 長	<p>これは報告？4条ならいらぬのでは？</p>
事 務 局	<p>192.5㎡ですので。</p>
会 長	<p>地目はこれは何になる？</p>
事 務 局	<p>これは田です。</p>
会 長	<p>宮内はまだ何もできていない？渡邊委員さん、現地を見られましたが。</p>
4番委員	<p>今からです。</p>
会 長	<p>それならいいです。はい。これは報告事項ですので承認はいりません。以上で議事は終わります。</p>

	(この後島根県農業協同組合との意見交換会を開催し閉会)
--	-----------------------------

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会 長 山 田 昇

議事録署名者 大草美智江

議事録署名者 新田 晋太郎